

受理官庁 C V	品質管理知的財産機関 (I G Q P I) (カーボベルデ)	附属書 C C V
右の国の国民及び居住者の管轄受理官庁	カーボベルデ	
国際出願の作成に用いることができる言語	英語、ポルトガル語 ¹	
配列表における言語依存フリーテキスト のために認められる言語	国際出願と同一の言語（英語又はポルトガル語）； 又はその両方	
願書の提出に用いることができる言語	英語、ポルトガル語	
紙形式について受理官庁が要求する部数	1	
受理官庁は電子形式による国際出願を 認めるか？ ^{2, 3, 4}	認める。受理官庁はe P C T出願による電子出願を認める。	
受理官庁は変換前の書類の提出を認め るか、認める場合にはいずれの形式か （P C T実施細則第706号）？	すべての形式を認める	
受理官庁は引用による補充を認めるか （P C T規則20.6）？	認める	
受理官庁は非公式ベースでカラー図面の 提出を認め、それを国際事務局に送付す るか？	認める	
受理官庁は優先権の回復請求を認めるか （P C T規則26の2.3）？	認める。受理官庁は当該請求に「故意ではない」及び「相当な 注意」の両方の基準を適用する。	
管轄国際調査機関	オーストリア特許庁、国立産業財産機関（ブラジル）、 欧州特許庁又は韓国知的財産庁	
管轄国際予備審査機関	オーストリア特許庁、国立産業財産機関（ブラジル）、 韓国知的財産庁又は欧州特許庁 ⁵	

[次頁に続く]

- 1 国際出願が行われた言語が国際調査機関で認められない言語（附属書D参照）である場合、出願人は翻訳文を提出しなければならない（P C T規則12.3）。
- 2 国際出願が、実施細則第7部及び附属書Fの規定に従い、その範囲内で電子形式によって行われている場合には、国際出願手数料の総額は減額される（「受理官庁に支払うべき手数料」参照）。
- 3 国際出願に明細書と別個の部分として配列表が含まれている場合には、実施細則附属書Cに従い、すなわちW I P O標準S T. 26XMLフォーマットに準拠したものを提出すべきである。このフォーマットで配列表を提出すれば追加手数料は不要である。
- 4 関連する受理官庁の通告については、2022年9月29日付公示（P C T公報）269頁以降参照。
- 5 この官庁は、国際調査を同官庁が実施する（又は実施した）場合に限り、管轄する。

C V	品質管理知的財産機関 (I G Q P I) (カーボベルデ) (続き)	C V
受理官庁に支払うべき手数料	通貨：カーボベルデ・エスクード (CVE) 及びユーロ (EUR)	
送付手数料	情報は現在準備中	
国際出願手数料	EUR 1,417	
30枚を超える1枚ごとの手数料	EUR 16	
減額（手数料表第4項に基づく）：		
電子出願 （文字コード形式による願書）	EUR 213	
電子出願 （文字コード形式による願書， 明細書，請求の範囲及び要約）	EUR 320	
調査手数料	附属書D（BR），（EP）又は（KR）参照	
優先権書類の手数料 （PCT規則17.1(b)）	情報は現在準備中	
優先権回復請求手数料 （PCT規則26の2.3(d)）	情報は現在準備中	
受理官庁は代理人を要求するか？	不要，出願人がカーボベルデに居住している場合 要，出願人がカーボベルデの非居住者である場合	
誰が代理人として行為できるか？	カーボベルデに居住している自然人又は法人	
委任状の提出要件の放棄		
受理官庁は，別個の委任状を提出する 要件を放棄しているか？	していない	
受理官庁は，包括委任状の写しを提出 する要件を放棄しているか？	していない	